

前文（要約）

- 地球温暖化は喫緊の課題。人間の影響が温暖化を進行させてきたことは疑う余地がない。パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減の取組が世界各国で進められているが、温暖化は急速に進行中。
- 本県でも令和2年、令和4年と立て続けに豪雨災害に見舞われるなど、取組の強化と加速化が求められている。
- 本県は令和2年8月に「**ゼロカーボンやまがた2050**」を宣言し、省エネの推進や再エネの拡大により化石燃料からの脱却を図り、人間の社会活動による気候変動への影響を最小限に食い止めることを決意した。
- 気候変動への対処を契機として社会経済構造の改革を推進し、持続可能な社会を構築していかねばならない。特に、**地域の条件に適した再エネを積極的に利用して地域の脱炭素化**を行い、併せて**地域の環境の保全、地域課題の解決と地域社会経済の持続的発展**を図る必要がある。
- このふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境の下に、将来にわたり健康で文化的な生活を営んでいくため、県、事業者及び県民が相互に協力しあい、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

1. 目的（第1条）

- 2050年までの脱炭素社会の実現に関し、**県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、**施策の基本となる事項を定め、**脱炭素社会の実現に向けた施策(脱炭素施策)を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会の実現を図り、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図る**

2. 基本理念（第3条）

- 脱炭素施策の推進は、**県環境基本条例及びパリ協定の趣旨を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展を推進しつつ、本県における2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、県、事業者、県民等の密接な連携の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。**

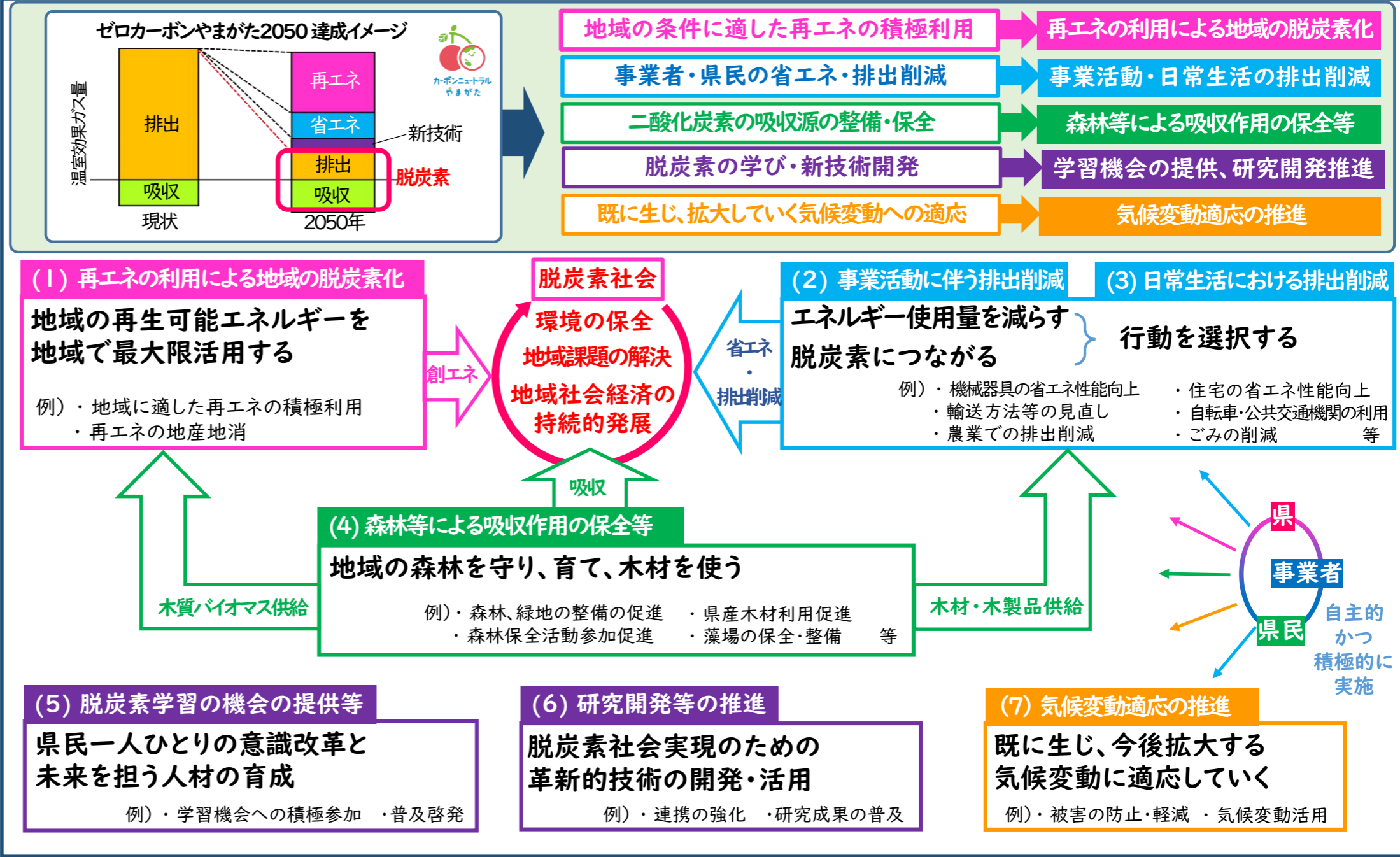
3. 責務（第4～6条）

- 県**
 - 脱炭素施策の策定と、総合的かつ計画的な施策推進
 - 市町村が行う施策について広域的な観点から調整、支援
- 事業者**
 - 脱炭素社会の実現の必要性に関する理解を深め、事業活動に関する取組を自主的かつ積極的実施
- 県民**
 - 脱炭素社会の実現の必要性に関する理解を深め、日常生活に関する取組を自主的かつ積極的実施

4. 推進計画（第7～8条）

- 知事は、脱炭素施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定める
- 知事は、毎年、推進計画に基づく施策の実施状況を公表する

5. 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策（第9～15条）



6. 推進体制等（第16～18条）

- 県は、県民、事業者、市町村、山形県地球温暖化防止活動推進センターその他関係機関と連携し脱炭素施策を推進するために必要な体制を整備する
- 県は、国、他の地方公共団体と連携・協力して脱炭素施策を推進する
- 県は、脱炭素施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる

7. その他（附則）

- 施行日**
公布の日から施行